

## イベント用品貸出事業実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、イベント用品を貸出すことにより、地域等で開催される、各種行事、イベントを支援し、もって地域交流の促進及び地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (運営)

第2条 貸出物品は、社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が所有し、貸出しに係る業務を行う。

### (利用者と利用目的の範囲)

第3条 イベント用品を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉協議会の一般会員（賛助会員、施設会員または特別会員）である法人、団体及び施設
- (2) 区内の教育機関、公共・公益団体
- (3) その他社会福祉協議会会長が適当であると認めた団体

2 利用目的は、原則、江東区内の地域イベント、福祉活動、ボランティア活動、教育・研修等の非営利目的に限る。

### (貸出物品)

第4条 貸出しするイベント用品の種類は、別途定める。

2 イベント用品の保管場所及び貸出管理者は、次のとおりとする。

保管場所 江東区東陽6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター  
貸出管理者 江東区社会福祉協議会 総務課

### (利用の申請)

第5条 イベント用品を利用しようとする団体（以下「利用者」という。）は、借用申請書（様式1）を貸出管理者に提出しなければならない。

2 利用申請は使用する日の6か月前の属する月の初日（休日の場合は翌営業日）より窓口又は電話FAXで受け付ける。

### (許可の取り消し等)

第6条 貸出管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、貸出の中止または許可を取り消すことができる。

- (1) 営利目的での利用が判明した場合

- (2) 公序良俗に反する使用目的であると認められる場合
- (3) 貸出用品を破損・紛失する恐れがあると判断される場合
- (4) 管理上支障があると認める場合
- (5) その他、社会福祉協議会会長が不適切と認めたとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出用品の破損・汚損を防ぐこと
- (2) 利用後、破損・汚損箇所があれば社会福祉協議会に報告し、その指示に従うこと
- (3) 貸出用品を第三者に転貸しないこと
- (4) 利用終了後、速やかに洗浄及び、原状回復を行い、返却時チェックシートを添えて、貸出管理者へ返還すること
- (5) 貸出の中止または取消しを受けた場合も、速やかに返却すること

(費用)

第8条 イベント用品の貸出は、原則として無料とする。ただし、特別な管理費用等が発生する場合は、別途費用を請求する場合がある。

(損害賠償)

第9条 利用者が貸出用品を破損または紛失した場合、貸出管理者が認める相当額を弁償しなければならない。ただし、貸出管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、その額を減額または免除することができる。

2 貸出用品の使用により発生した事故・損害等について、貸出管理者は一切の責任を負わないものとし、利用者側が責任を負うものとする。

(貸出・返却方法)

第10条 イベント用品の貸出及び返却は、貸出管理者の事務局窓口にて行う。

(貸出期間)

第11条 イベント用品の貸出期間は、原則として貸出日から1週間以内とする。ただし、返却日が休日にあたる場合は、その翌日とする。

(貸出順位)

第12条 イベント用品の貸出順位は、原則として申請受付順とする。

(委任)

第13条 本要領に定めのない事項については、貸出管理者が別途定める。

附則

本要領は、令和7年2月1日から施行する。